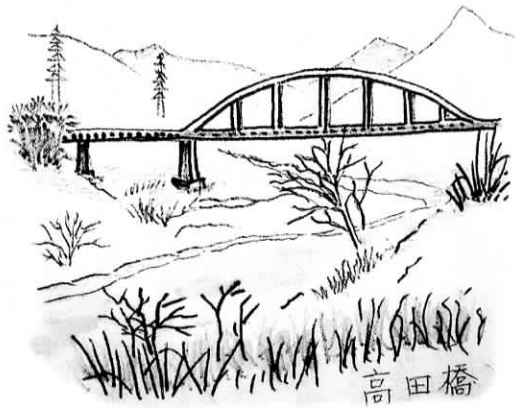


歴
史



一、原始・古代の大歳

無土器文化の時代

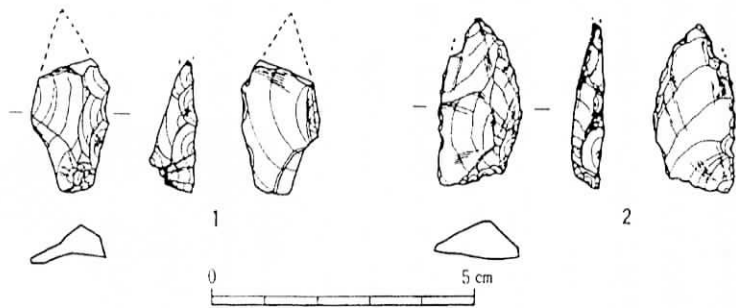
ヒトの歴史の一番古い時期を考古学では「旧石器時代」とよんでいる。この時代はとてつもなく長い。人類学のうえで原始的な猿人が登場したと考えられるおよそ二〇〇万年前にはじまり、原人・旧人・新人を経て現代人に至る約一万年前までの時代をさす。地質学では、四回にわたる氷河期と温暖な間氷期のあったこの時代を第四更新世（洪積世）とよんでいる。当時の人びとは、気候の激変が続く中で、洞窟に住み、火の使用を知り、更に石を打ち欠いてつくった打製石器を使用して、狩猟・漁労・採集の生活を営んだことから、この時代を「旧石器時代」といった。そして、十三万年以上前を「前期」、十三万年～三万年前を「中期」、三万年～一万年前を「後期」と区分している。

では、われわれの祖先は、いつごろからこの地に住んでいたのでしょうか。昭和二十四年（一九四九）群馬県岩宿で、約二万五〇〇〇年前の更新世（洪積世）の火山灰層（関東ローム層）から打製石器が発見されて以来、各地であらためて調査活動が展開され、打製石器の遺跡が発見されるに至った。また、山口県内でも昭和四十二年（一九六七）に豊浦町の磯上遺跡から水晶製石器と原石塊などが竪穴の床面から発見され、中期旧石器に属するとみられている。

この時代の石器はすべて打製で、小石周辺を打ち欠き、素朴に加工したものであった。打撃用の握斧、ナイフの形をした切断用の石刃（ナイフ形石器）、物をけずり取ったりかきむしったりする搔器、また刺したり突いたりした尖頭器で、黒曜石・水晶などを材料とした。これら旧石器を使用した人たちは、また土器を作ることを知らず、石器使用のみの文化の段階にあつたことが知られ、この時代の文化を「無土器文化（先土器文化）」とよんでいる。

大歳地区からは旧石器が発見されていないが、山口市付近では、樫野川河口を中心とする小郡湾岸で多く見つかつている。山口盆地内では、樫野川対岸の山口市平川の堂道遺跡から、黒曜石製と水晶製のナイフ形石器や使用痕のある剥片が採取されている。これらが発見された土器のほとんどが後期旧石器であるが、そのうち秋穂半島的美濃ヶ浜遺跡からは、前期・中期の旧石器も発見されている。

こうしたことから、この大歳地区の近くでも、三万年前ごろにはすでに原始社会の人びとの営みがあつたと推察されるのである。



堂道遺跡出土のナイフ形石器

縄文文化の時代

地球上最後の氷河期（第四氷期）が今から約一〜二万年ほど前に終わり、後氷期に入る。この後氷期を、地質学では完新世（沖積世）とよんでいる。気候は温暖多雨となり、それまで陸地を覆っていた氷がとけ、山地から流れでる河川は土砂を谷底や海岸に運び、扇状地や砂州などの沖積平野を形成した。生物は活気を取りもどし、そこには樹木が茂り、動物や魚介類も繁殖し、人類の文化も急速に発達を示した。

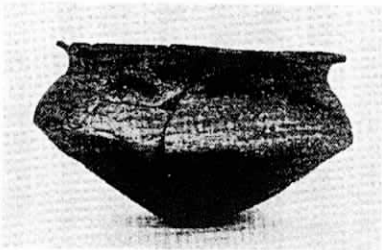
この時代になると、岩陰や洞穴に住む人びとは、磨製の石器を工夫し、縄目の文様をもつ土器をつくることをおぼえた。この土器の特色から、この時期を「縄文文化の時代」というのである。「縄文時代」は、今から約一万二〇〇〇年前にはじまり、徐々に文化的進歩を示しながら、二三〇〇年前まで続いた。この間の時期区分は、その土器の形態と文様の変化から、草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の六期に分けられる。

この間に、人びとは使用する数多くの道具類を工夫製作した。特に、狩猟具として石鏃を用いた弓矢、漁労具として骨角製の釣針などが出現した。このような漁労・狩猟のほか、木の実や貝を採取し、竪穴住居に住み、手に入れた食物を土器に入れて煮て食べるような食生活の変化も現れ、新しい「新石器時代」の文化を育てていった。

山口市内の縄文遺跡は、小郡湾岸の洪積台地や砂堆、樫野川・吉敷川・一ノ坂川流域の丘陵や扇状地、仁保川流域の洪積台地などに多く見られる。多くの遺跡は後期から晩期にかけての時期であるが、一部には前期ごろの土器が出土している。このうち、山口盆地における縄文遺跡としては、発掘調査によるものでは、樫野川右岸の「朝田墳墓群第Ⅰ地区」（朝田勝井）、「木崎遺跡」（吉敷）、「下東遺跡」（吉敷）、左岸では「小路遺跡」（平川）、「西遺跡」（平川）、「吉田遺跡」（平川）などで、主に晩期の遺物が少量出土した程度であった。その後、盆地北東部の「屋敷遺跡」（宮野）から前期並びに後期の土器群が、そして「桜島遺跡」（宮野）で後期の住居跡が検出されている。また、「吉田遺跡」では晩期中頃の落とし穴も検出されるなど、山口盆地にはかなり早くから縄文人が住みはじめていたようである。

大歳地区内の朝田墳墓群（三四ページ参照）は、勝井・高井にかけて散在する遺跡である。この遺跡は、国道九号線建設のため、昭和五十年（一九七五）から六十年にかけて発掘された弥生時代から古墳時代の墳墓群である。その中の「朝田墳墓群第Ⅰ地区」（トンネル上に、遺跡公園として保存されている）から、縄文晩期ごろの土壙が一基発見された。

この土壙は、第二五土壙墓の南側にある一五三×一三五センチメートルの方形に近い形のもので、壙底から約一二センチメートル浮いた状態で、口縁部を上に向けた浅鉢形土器が検出された。土器の口径は一二・八センチ



第Ⅰ地区出土の浅鉢形土器

チメートル、器高七・六センチメートルで、大きく外反する短い口縁部に張りのある胴部が続き、下部は急角度で尖り、外面に丹塗りの痕跡を留めている。この土壙は墳墓か否かは判断しがたいものである。しかし、縄文晩期という時期から北隣りの木崎遺跡の土壙群と一連のものとみられている。木崎遺跡の土壙群からは、鉢形土器のほか打製石斧・黒曜石片はじめ貯蔵穴の疑いのある土壙が発見されており、近くに集落が埋存していると予想されている。したがって、大歳地区の朝田墳墓群周辺にも、集落などの規模はつかめないものの、縄文晩期ごろには人びとの生活の場があったことが知られるのである。

弥生時代の住居跡

今から二三〇〇年前ごろ、北九州地方に大陸から新しい文化が伝わり、弥生文化の幕開けとなる。従来の縄文土器とは異質の土器が出現し、この新しい様式の土器は最初の発見地名をとって、弥生土器と名付けられた。この弥生土器の最古の形式は九州北部の板付式といわれるもので、約二世紀の間に縄文文化と交代して次第に東に波及していった。この新しい土器によって代表される文化を、「弥生文化」とよぶ。

弥生時代は、縄文時代の狩猟・漁労・採取の自然経済から稲作経済へと転換した時代で、農耕生活をはじめると土地に結びついた農耕共同体（村落共同体）を形成していった。すなわち、縄文末期ころより水稻耕作の技術が中国大陸から朝鮮半島を経て渡来し、西から東へと伝播して、稲作農業がしたいに生活の中心となっていた。はじめは河川の氾濫原などの低湿地を選んで営まれた湿地であったが、中期以降になると灌漑水路なども構築されたようである。耕作には木製の鋤や鍬が用いられ、収穫には石包丁や石鎌を用いて穂首から摘み取る穂首刈が行われていた。そして、農耕生活がはじまると土地への執着が強まり、人びとは丘陵地から水田耕作に便利な低地に集落を移していった。その住居は縄文時代と同様に堅穴住居が多かったが、やがて高床式の倉庫も設けられた。

また、この弥生時代に大陸から青銅器と鉄器がほぼ同時期に伝えられ、使用され始めた。明確な時代区分ができないので、この時代を金石併用時代ともよんでいる。青銅器は銅剣・銅鉾・銅鐸や銅鏡などで、初期の段階では中国製・朝鮮半島製のものを用いられ、やがて模倣して国内でも製作されるようになる。鉄器は、腐食しやすいので遺物は少ないが、剣・刀・鉾・鉄鎌などの武器や、斧・鋤先・鋤先などの農耕具も発見されている。これらは、弥生前期に水稻農業とほぼ同時期に渡来したとみられている。

この弥生時代は約五百数十年続き、紀元後三世紀後半に古墳文化に移行するが、考古学では、この文化の時代を土器の形式から前期・中期・後期の三期に分け、紀元前後を中期としている。

山口県の弥生文化は、北部九州から響灘沿岸地帯に最初に伝わり、瀬戸内沿岸・内陸盆地などの沖積平野を中心に全県下に分布している。山口盆地でも近年の開発にともなう緊急調査によって多くの遺跡が発見された。朝田墳墓群遺跡（三四ページ参照）もその一つで、ここから弥生時代の住居跡が

二か所発見されている。

(1) 朝田墳墓群第Ⅱ地区 (朝田勝井)

現在は国道九号線開設のため削り取られているが、朝田墳墓群第Ⅰ地区 (眼鏡トンネル上の「朝田墳墓群公園」) の南方に位置し標高四五メートルの丘陵上に営まれた遺跡で、眼下に山口盆地を一望できる台地である。昭和五十六年 (一九八二)、五十七年度の調査で、丘頂付近から竪穴住居跡一四軒 (円形三軒、隅丸長方形一〇軒、形状不明一軒) の集落跡、貯蔵用土壙二一基、およびこれを取り巻く溝状遺構 (環溝) が検出された。

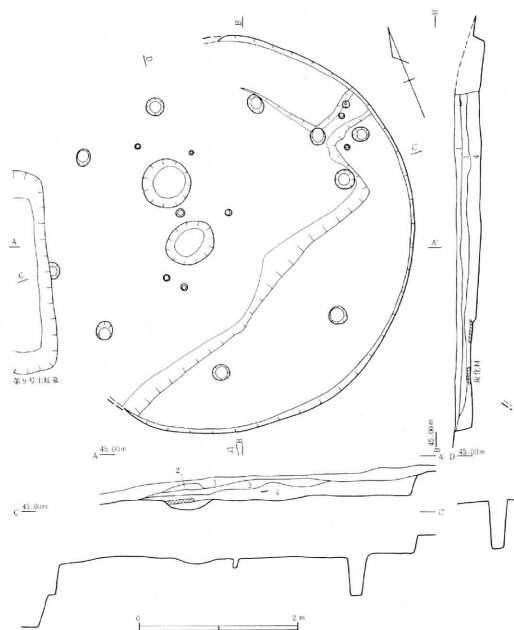
出土した土器などから、第四号竪穴住居跡 (径約五メートルの正円形) 第五号竪穴住居跡 (約八メートルの円形) の二軒と、その北側に隣接する大小の貯蔵用土壙二〇基、およびこれら遺構群を取り囲む環溝は弥生時代中期後半のものと認められた。貯蔵用土壙は、水はけの良い削りやすい地質に深さ一〜二メートルの穴を掘ったもので、出土遺物として壺・甕の弥生土器、石斧・石鏃の石器、黒曜石片、アズキ・炭化粉・ドングリ (アラカシ) 等の植物遺体が検出されている。また、その段丘を少し降りた現住居地域 (石崎正治氏宅) で、昭和五十一年井戸掘り中に弥生土器片や石包丁が出土している。以上の点から、弥生中期の丘頂の遺構は、貯蔵庫群と貯蔵物を管理する住居とみられ、環溝はこれらを外敵から防禦するもので、母集落はこの南側にあつたものとみられている。

そして、その他の長方形住居跡は弥生時代終末期のものと比定されている。このことは、中期後半の貯蔵用土壙を使用した人びとは、後期には丘陵を下りてしばらく集落が廃棄され、終末期に再びこ

の地へ上がってきて生活を営んだことを意味する。即ち、後期から終末期にかけてみられる高地性集落で、この住居跡から鉄片や土製投弾一個が出土しているところからも、防衛的色彩の強いものであり、この地をめぐる軍事緊張が生じたことを示唆している。(『朝田墳墓群Ⅵ』県埋蔵文化財調査報告書第69号)

(2) 朝田墳墓群第Ⅲ地区 (朝田高井)

この地は前記第Ⅱ地区の南方、郷之尾堤のすぐ東南にあつた標高三五メートルの丘陵上に位置し、



第四号竪穴住居跡実測図



第四号竪穴住居跡と食糧貯蔵穴

ここでも盆地南部を一望することができた。昭和五十一年（一九七六）に調査された後に削り取られたが、弥生時代終末期に属する竪穴住居一軒が検出された。この住居跡は、径約六メートルの円形で、中央に炉を設け、床の上には多量の木炭片があり、火災にあった状況を示していた。出土遺物は、後期後半ごろの弥生土器片・滑石製紡錘車・鉄鏃とみられる鉄製品である。

この住居跡の性格については、高地性集落は一般的に軍事的機能をもつ防衛的な集落とされているが、この遺跡を防衛機能と考えることは難しく、見張りの機能をもつものと考えられている。（『朝田墳墓群Ⅱ』県埋蔵文化財調査報告書第33集）

このように、農耕社会の発達は人びとを土地に定着させることになり、大歳の地にもこの時期に近親者による小集落が丘陵周辺に何か所か誕生したものと思われる。やがて農業耕作の上で利害を同じくする小集落の人びとが地域的に結合し、これが「ムラ」の起源となる。そして、その集落の人口は縄文時代の二倍にふえたというから、一集落は五〇人前後になったのではないだろうか。また、弥生文化を特徴づける第一は、水稲耕作の拡大であった。しかしながら、発掘された貯蔵穴の埋蔵物からみると、多数のドングリのほかは少量のアズキ・稲（粳）であるから、当時の人びとの常食は、コメではなくドングリや畑作の粟・稗・豆類などの雑穀類が中心だったのであろう。

弥生時代といえば、当時の日本列島の情景を映した中国の史書「後漢書」東夷伝や「魏志」倭人伝にみられるように、弥生中期にあたる紀元前後は百余の小国が分立して争いが続き、後期の三世紀初めは邪馬台国の女王卑弥呼が君臨していた時代であるという。

「弥生コブシ」の花

平成五年（一九九三）四月三日、各新聞は一斉に「弥生コブシ二千年の目覚め」との大見出しで、弥生時代のコブシがこの日に一輪の花を咲かせたことを報道した。コブシの種が二〇〇〇年の眠りから覚めて開花したという話題は、人びとに古代への夢を膨らませ、たちまち全国に伝えられた。弥生時代の種子から花が咲いた先例としては、昭和二十六年（一九五二）の大賀一郎博士のハスが有名だが、種皮の薄いコブシが二〇〇〇年も生命を維持しつづけたこと自体が不思議であり、ロマンをかきたてた。

話は十一年前にさかのぼる。前項で述べたように、朝田墳墓群Ⅱ地区遺跡の発掘調査中の昭和五十七年（一九八二）十一月、弥生時代中期後半と認められる第十一号貯蔵用土壙（深さ二メートル、直径一・五メートルの食物貯蔵穴）の底から幾つかの植物種子が出土した。それらは、発掘を管理する山口県埋蔵文化センターから山口大学農学部（宇都宮宏講師のもとに鑑定に出された。その結果は、炭化したイネ七粒、アズキ一粒、アラカシ（ドングリ）三〇粒と、それにまじって一粒のモクレン科の植物と思われる茶色の皮をした種とわかった。

もしかしたら生きているのではと思った宇都宮先生が、この一粒の種子を蒔いたのは昭和五十七年十二月中旬、そして翌五十八年三月一日にこれが発芽した。一粒の種の運命は一人の研究者によって新しい生命を与えられたのである。以来、植木鉢で育成され、やがて、葉の形や樹皮の色からコブシ

と鑑定された。そして、十年の歳月を経て平成四年（一九九二）十月下旬に花芽が着き、翌五年四月三日に初花の一輪が開花した（グラビア写真参照）。コブシの木にコブシの花が咲くことは何の不思議もないけれど、透き通るような白い輝きを放つ花は、生き返ったように感じられた。宇都宮先生の観察記録によると、「四月三日、樹高二・二五メートル。地際の幹の直径五センチ。幹は灰緑色。十六時二十分開花。播種して十年目に花を見る。三月二十八日から蕾が膨らみ始め、六日間で開花。萼は緑色で四枚。ヘラ状卵形の花弁は白色で八枚」と記されている。

世界中の植物学者・ジャーナリストの知るところとなり、平成六年（一九九四）の二年目の開花はイギリス国営放送BBCのナチュラル・ヒストリー番組として、博物学者デヴィッド・アッテンボロー卿の取材を受け、世界に放映された。この年は、三月二十七日から咲き始め、三八花が開花した。こうして世界中の注目を集めたこの木は、「弥生コブシ」と命名されている。

古墳時代の首長墓

弥生時代の水田耕作も鉄器による農工具の普及・発達によって、次第に耕地を拡大していった。そして、農業生産の増大は経済力の上昇となり、集団内に身分の差を生み出し、支配者と被支配者が生じ、地域を統合した権力者（首長＝豪族）が出現しはじめる。やがて、集団間の争いも始まり、ついには大和連合勢力（大和政権）が地方の権力者を勢力下に吸収し、統一された国家が成立していくのである。

である。

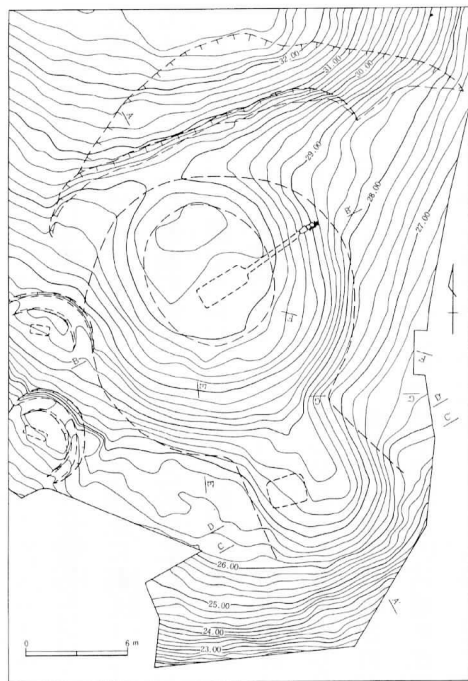
この時代は三世紀末ころから始まり、弥生時代には見られなかった新しい形式の墓制があらわれた。大陸の影響を受けた、権力者の墓として地上に高く土を盛り上げた墳墓―古墳―の出現である。これらの古墳によって特色づけられているため、この時代は、「古墳時代」と呼ばれている。

古墳時代は、一般に三世紀末から七世紀ごろまでをいい、古墳の形や内部に納められた埋葬施設から、前期・中期・後期に分けられている。前期の古墳は前方後円墳・竪穴式石室で代表され、大和政権と直結した人、もしくは大和政権とかかわりをもった在地首長の墓で、個人を埋葬したものが多い。これに対して後期になると円墳・横穴式石室で代表され、六世紀以降になると横穴墓が採用され、追葬の可能な家族的性格を持つ群集墳が出現し、古墳の規模の縮小といった特色が現れる。これは、従来の国の首長や地方権力者に限定されていた古墳の築造が、その支配下の小首長層や有力農民層にまで及んだことを示すものである。

これら古墳の副葬品は、前期には鏡・剣・玉など呪術的宝器類が多く、中期以降は鉄製農工具・甲冑・金属製装身具など実用的なものが多い。また、土器では弥生式土器の系統を引く土師器と、新技法による硬質の須恵器とがあった。

ところで、山口盆地内の大歳地区における古墳時代の遺跡は、一連の朝田墳墓群に見られる墓のみで、人の生活した住居跡は発見されていない。しかし、これら古墳の中で注目されるのは、政治的支配権確立のシンボルといわれる在り首長の前方後円墳一基が発掘されたことである。

昭和五十七年（一九八二）、山口盆地を見下ろす朝田墳墓群第Ⅱ地区の南尾根筋で、初めての前方後円墳（第一三号墳）が発見された。全長二四メートルで南東面し、後円部の径一六メートル、前方部の幅七メートル、高さは後円部で三・二メートル、前方部は一メートルで、後円部が高く比高は二・二メートルである。後円部には排水施設をとまなう竪穴式石室が築かれ、前方部にも埋葬施設があり、竪穴式石室であったと推定されている。いずれも後世に盗掘されて遺物の大半は失われていたが、前方部の埋葬施設から大型の鉄斧・鉄鏃・鉄鑿・滑石製模造品・須恵器の杯などが出土し、五世紀後半に築造されたと考えられている。この朝田一三号墳は、古墳の構造や築造年代からみて北東約二キロ



第Ⅱ地区の前方後円墳測量図

に位置する新宮山一号墳（全長三六メートルの前方後円墳、吉敷）に続く次代の首長墓とみなされている。前方後円墳は各種の古墳の中で最も最上位に位置付けられるもので、この段階での大和政権との密接な関係を象徴するものであろう。だが、墳丘規模は縮小しており、勢力の衰退を意味しているのかもしれない。

朝田墳墓群一帯では、七世紀代まで

小規模な墳墓の造営が続くが、在地首長墓とみなされる古墳はこの朝田一三号墳を最後に山口盆地から姿を消してしまうのである。そして、六世紀にはいると農業生産力の発展にもなつて新たな有力農民層が現れ、彼らの造る中小の古墳が増加していった。やがて古墳の埋葬施設として新たに横穴式石室が導入され、普及する。それまでの古墳は、竪穴式石室や箱式石棺など原則的には個人を対象とするものであったのに対し、横穴式石室は広い埋葬空間をもち、複数家族を追葬することが可能であった。また、これと併行して横穴墓も採用されていった。

ともかく、朝田丘陵の墳墓群に眠る朝田古墳人たちは、弥生時代から引き続いて連綿とこの地を葬送の場所として保持し続けてきている。墳墓の継続性から見ると、山口盆地内では最も長い年月にわたっており、この辺りに一定の勢力を保ち続けてきた土着の有力集団であったことが証明されるのである。

これらのことから、当時の人びとが樵野川や吉敷川に沿って、水稲栽培に適した低湿地を見下ろす墳墓近くの小丘や山すそに定住し、在地首長を中心にくつかの農耕集落をいち早く成立させていたことがうかがえる。だが、灌漑のための畦構築や田植え・稲刈りなどには、相当の協同労働を必要とした。弥生時代からの家族単位集団は、いくつか集まって大きな集落を形成してゆき、さらに分村的な形で低地に進出していったのであろう。

集落の構造は、身分の高い人は高床の入母屋造、倉庫の類は切妻造で、農民は引き続いて竪穴式住居であったと思われる。

朝田墳墓群と横穴墓

樫野川と吉敷川の合流点の北方、金山（二四〇メートル）から東南へ派生する支丘群の各先端部に点在する遺跡が、弥生時代から中世にかけての朝田墳墓群遺跡である。

この遺跡は国道九号線（元山口バイパス）の建設にともなう発掘調査によって発見されたもので、それぞれ独立した丘山の墳墓群を、北から、第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅴ地区（表紙裏図参照）と呼んでいる。調査は、昭和五十年（一九七五）から同五七年（一九八二）までと、昭和六十年（一九八五）に行われた。（第Ⅰ地区のみ下をトンネルとして保存され、他は削り取る）

弥生時代の墓制は、長方形・楕円形に竪穴を掘っただけの土壙墓や石蓋土壙墓、石囲い墓のほか、土壙の四壁や天井に石を組み並べる箱式石棺墓、甕形土器を二つ合わせた中に遺体を納める甕棺墓などで構成される集団墓地であった。やがて身分差が生じ、弥生時代末期になるとある特定の墓壙の周囲を溝で区画した方形周溝墓が築造され、その後、円形周溝墓が出現する。階層分化による在地系の特定個人墓である。その構造は前代を踏襲した箱式石棺墓や木棺墓で、五世紀前半まで築造された。そして、古墳時代中期になると、畿内系の竪穴式石室を持った前方後円墳や円墳が現われ、六世紀初頭まで竪穴式石室が築かれた。五世紀末から六世紀初頭には、新たに横穴式石室が導入され始め、これとほぼ併行して九州系の横穴墓が採用されている。特定個人のための墓は次第に姿を消し、広い埋葬空間を持ち家族など複数の人びとを追葬できる家族墓の出現である。横穴墓は、山肌に横穴を掘つ

て墓室を設けたもので、室内が素掘りである点が横穴式石室と異なる点である。この横穴墓は、最初は墳丘を持つものが築造され、六世紀後半に墳丘を持たないものへと変化していった。さらに注目すべきことは、この横穴墓の分布は局地的で一部を除いて横穴式石室墳と併存していないことである。山口盆地内では、五〇基ばかりの横穴式石室墳が各地に点在しているのに対し、横穴墓は朝田墳墓群の第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅳ地区の各丘陵で計一三基、樫野川対岸の日吉神社横穴群（平川平井）で七基が確認されているだけである。朝田墳墓群第Ⅰ地区で横穴式石室の先駆的な竪穴系横口式石室一基がみつかったのはいるが、ほぼ同時期に墳丘をもつ横穴墓が出現し始め、この近辺での横穴式石室墳は後に述べる門前遺跡の二基のみで他には発見されていない。横穴式石室墳と横穴墓とは立地場所が明確に分けられていたとみられているが、こうした状況は、「一見疎外された集団のようにもみえる。しかし、副葬品を見ると他の横穴式石室墳のものと比べてまったく遜色がなく・・・少なくとも被葬者の経済的・社会的格差とは認められない。当初において婚姻などを通じて出自集団の墓制が採用された可能性もあるが、・・・六世紀代に入って、より広域にわたる支配体制の再編が進むなかで、新たな政治的秩序を反映した造墓規制がなされたのではないか」（『図設山口県の歴史』八木充編）



第Ⅰ地区の箱式石棺墓

と推定されている。

こうして、同一の地に連綿として追葬が繰り返されながら、七世紀前半になると朝田の先人たちの墳墓群は途絶えてしまう。それは全国的にみても、古墳時代の終焉であった。

次に、朝田墳墓群の各地区および周辺の遺跡の概要について述べるが、これらの遺跡には墳墓群のほか、集団の集落があったことは前述のとおりである。

第I地区（勝井）

弥生時代後期から古墳時代にかけての約七〇〇年にわたる埋蔵遺跡である。箱式石棺墓・土壙墓・壺棺墓・石蓋土壙墓・円形周溝墓・方形周溝墓・横穴墓など四二基が発見された。副葬品には、鉄剣・滑石製小玉・小型仿製鏡・土器などであった。

これらの墳墓群は、墓の変遷を知る上で大変貴重なものであるところから、この第I地区のみ保存することになり、国道を切り通しとせずにトンネル化して残した。昭和五十七年（一九八二）四月三十日に国の史跡指定を受け、昭和六十二年から工事に着手して遺跡を地下に保存し、その上にレプリカによるそっくりの復元工事を行って、平成四年（一九九二）三月に山口市で初めての史跡公園として開放された。（グラビア写真参照）

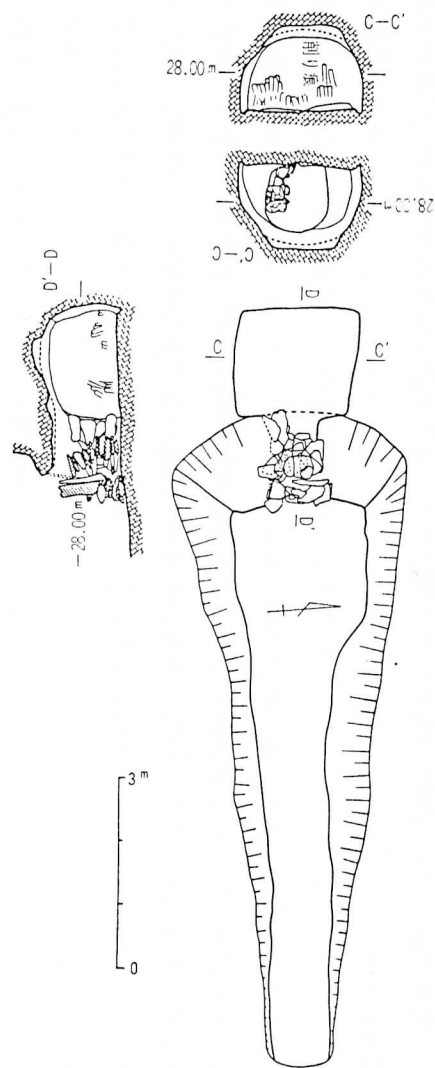
第II地区（勝井）

弥生時代の住居が消滅したのち、古墳時代初頭から五世紀半まで築造された墓地群である。箱式石

棺墓・土壙墓・壺棺墓・方形台状墓、そして前述した前方後円墳一基、更に横穴墓など、時代を超えたもの四一基を数える。副葬品には、銅鏡・腕輪（貝製）・耳輪・首飾り（管玉・小玉の水晶、碧玉やガラス製）などの装身具をはじめ、鉄刀・素環刀・鉄鏃など武器としての鉄器、さらに日常雑器として須恵器があった。

第III地区（高井）

古墳時代と中世の墳墓地区である。箱式石棺墓・方墳・石蓋土壙墓・円墳のほか、中世の土葬墓・火葬墓などが六三基もあって、この山麓地帯にあったと思われる村落の変遷を示唆している。副葬品



第IV地区の第1号横穴墓

には、古式土師器・鉄剣・滑石製小玉・鉄鏃などがみられた。

第Ⅳ地区（高井）

弥生時代と古墳時代の墳墓。朝田墳墓群の南端で、山口松下電器の工場建設のため削り取られた丘陵の先端部分であるが、朝田墳墓群の中では最も早くから墓地に利用された場所である。最も古い墳墓は羽状文の壺形土器を転用した壺棺墓（弥生前期末）で、中期は石囲い墓・石蓋土壙墓・土壙墓、後期の箱式石棺墓・木蓋土壙墓など、古墳時代には横穴墓と各種の墳墓が継続的に築かれていた。総計五五基が密集し、複数の家族からなる集団墓地とみられる。

第Ⅴ地区（高井）

昭和六十年（一九八五）度に松下電器のグラウンド造成のため発掘されたもので、第Ⅳ地区と同じように弥生時代から古墳時代の箱式石棺墓が多かった。

このほか、大歳地区内にある遺跡の主なるものは次のとおりである。

王子の森墳墓群（朝田）

小郡町との境界付近へ南に張り出した丘陵先端部（現在はJR山口線と国道九号線で分断されている）に位置する。大正八年（一九一九）、昭和五十三年（一九七八）に発掘調査され、箱式石棺墓七基、土壙墓一基が発見された。弥生時代中期から後期にかけての土器片が出土しているところから、同時代の墳墓と見られるが、以前に土取り作業で破壊されていて、鉄鏃一点のほか、副葬品はない。同地に伝わる琳聖太子の王子の伝説から、「王子の森」と名付けられた。

門前遺跡（朝田郷多良）

王子の森墳より北奥の同一段丘で、中世初頭の出城だったと考えられる門前山（国道開通のとき削り取られている）に立地する。弥生時代から古墳時代末期にかけての複合遺跡。昭和四十八年（一九七三）に発掘調査され、箱式石棺墓・集石遺構とともに、横穴式石室墳二基が発見された。このうち王子の森墳の西端に隣接する横穴式石室墳（門前一号墳）は、墳丘は失われ天井石も取り去られて石室が露出しているが、玄室規模は幅一・二×一・四メートル、長さ四メートル、高さ二メートルもあり、縦一×一・八メートル、横一×二メートルの大型一枚岩数個によって築かれたものである。古墳時代後期のものと推定されるが、大正七年（一九一八）に地主の佐伯五兵衛氏が畑地開墾中に同石室内より銀環三個、須恵器の提瓶一個を発見している（当主佐伯元房氏所蔵）。

この古墳時代後期の横穴式石室墳はそのほとんどが北方の山口盆地に分布し、朝田墳墓群は横穴墓を主流としていたところを見ると、この墓は朝田人ではない有力者のものであったかもしれない。

法満寺遺跡（高井）

昭和二十八年（一九五三）市営住宅の敷地造成中に鉄刀片などを発掘。

これら、王子の森・門前・法満寺遺跡は、いずれも朝田墳墓群と一連のものといわれている。

律令制下の地方組織

大和国家の地方支配 各地に古墳が作られたこの時代は、大和朝廷の統治権が拡大する時期であった。三世紀末から現れる前方後円墳という権力の強大化を示す新しい墓制が、大和から地方へと伝播して行ったことからでもわかるように、有力な首長が他の小国家を統合して大和政権が形成され、しだいに勢力範囲を拡大して五世紀頃には関東地方から九州中部までほぼ統一した。

この大和朝廷による統治のための社会的・政治的なしくみが氏姓制度と呼ばれ、六世紀にはいつて完成する。氏姓制度は、大和国家の首長である「大王」につかえる豪族たちの同族集団を「氏」とし、その氏に社会的地位の「姓」を与えて、大和政権の秩序に組み入れようとする制度であった。この氏の首長を氏上、その身内の人びとを氏人といい、非血縁の部民・奴などを所有した。氏上は氏人たちを統率して中央や地方の政治を行い、氏の守り神として氏神を祭った。

地方豪族（氏）は、おもに君・首・直・造などの姓を与えられ、県主・国造などの役について地方の政治を担当した。地方組織としては、県主を首長とする皇室の直轄領としての性格が強い県と、国造を首長とする地方行政区画としての国があり、その下に稲置・村主などに支配される村があつた。

山口県内の県は、沙摩県（防府市域）だけであつた。国造は、平安時代初期に編纂された『国造本紀』によると、長門部では穴門・阿武の二つ、周防部では大嶋・波久岐・周防・都怒の四つが記載されている。このうち、のちの吉敷郡（与之岐）に相当する国がみえないことから、①誤写説、②脱漏

説など諸説がたてられているが、結局、吉敷国はあつたのか、どこに属したのかはつきりしていない。しかし、前述した古墳の被葬者たちがいることは、いずれかの国造の支配のもとに同族が各地にムラをつくって集团的に生活していたことは間違いないのである。

七世紀にはいと、大和政権は任那を失って朝鮮経営の足場を失い、中央政権内部では蘇我氏の横暴から国内政治の不安をきたし、政治改革の機運が高まった。この動きが大化の改新である。大化二年（六四六）に改新の詔を発し、天皇を中心とする中央政権国家を実現するための四大方針を明らかにした。すなわち、(1)皇族・豪族が所有する土地・人民を政府に納め、公地公民にすること。(2)都と地方の行政組織、交通・軍事の制を整備すること。(3)戸籍・計帳を作成して班田收受法を実施すること。(4)旧来の賦役を廃して、租・庸・調などの税制を統一することであつた。これを出発点として、近江令・飛鳥浄御原令・大宝律令を経て、養老二年（七一八）に養老律令が制定されて、律令国家体制が完成するのである。

律令制下の地方行政機構としては、京師（みやこ）の周辺を畿内と定め、これを中心に東海・東山・北陸・山陽・山陰・南海・西海道の七道を設け、諸道はそれぞれいくつかの国に分けられた。この国が基本的な行政単位で、国は幾つかの郡に、郡はいくつかの里と、国・郡・里（のち郷）の行政区画に分けられ、それぞれ国司・郡司・里長がおかれた。国の行政長官である国司は、中央の貴族が派遣され、その任期は六年（のち四年）であつた。執務する役所を国衙とよび、その所在地を国府と称した。周防国の国府は現在の防府市に置かれた。

周防国の郡は、平安時代の『倭名抄』によると大島・玖珂・都濃・佐波・吉敷となつている。大化前に「よしき」国があつたかどうかについては前述のとおりはつきりしないが、文献上に吉敷郡名があらわれるのは天平二年（七三〇）である。郡司は、もとの国造の子孫など地方豪族が世襲的に任命され、その執務する役所を郡家あるいは郡衙といった。吉敷郡の郡家がどこに置かれたかははつきりしないが、現在の朝倉付近であつたとする説（『防長地名淵鑑』）が有力である。

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|---------|----|----|---------|----|----|----|----|
| 平野 | 驛家 | 多寶 | 吉敷郡 | 八田 | 宇努 | 仲河 | 益必 | 比叡 | 柳前 | 多寶 |
| 八千 | 賀寶 | 浮田 | 慶伴 | 見徳 | 小樽 | 長門國第百十八 | 厚校 | 良田 | 松室 | 驛家 |
| 餘戸 | 八田 | 宇努 | 仲河 | 益必 | 比叡 | 柳前 | 多寶 | 八千 | 賀寶 | 浮田 |
| 慶伴 | 見徳 | 小樽 | 長門國第百十八 | 厚校 | 良田 | 松室 | 驛家 | 餘戸 | 八田 | 宇努 |
| 仲河 | 益必 | 比叡 | 柳前 | 多寶 | 八千 | 賀寶 | 浮田 | 慶伴 | 見徳 | 小樽 |

倭名抄
(県立山口図書館蔵)

郷の誕生 郡はいくつかの里（のち郷と改称）によつて構成された。一郷は原則として五〇戸からなり、戸籍の作成が行われ、行政上の村落という性格をおびていた。戸（郷戸）は四〜五親等の直系・傍系親族を中心に、奴婢などを含め二五人程度からなる大家族であつた。だが実際の生活単位は直系親族を中心とする小家族に分かれ、その中の宗家にあたる家長が戸主となつた。戸主は、戸の代表としてその成員に与えられる班田を受理し、課役である租・庸・調の納入にあつた。

それでは、吉敷郡内にはどのような郷があり、大歳地区は何郷に属したのであるうか。吉敷郡内の郷は、のちの『倭名抄』（九三〇年代の編纂）によると、八田・宇努・仲河・益必・広伴・神前・多宝・八千・賀寶および浮囚（高山寺本にはない）の一〇郷をあげている。さらに、郡名と同じ吉敷郷が記載から洩れているとする説に従えば、これを入れて一一郷ということになる。

このうち、浮囚郷は仁保地区と比定する説もあるが、『防長地名淵鑑』によると、山口盆地を貫流する榎野川流域の大歳・平川地区を郷域にあてている。したがつて、現在の大歳地区のうち宇努郷（宇野令＝旧山口町）から除かれている上湯田・下湯田は吉敷郷に属し、その他の部落は浮囚郷に含まれていたとするのが現在の定説になつている。

この浮囚郷という郷名の由来は、「上古東北地方の経略が進むなかで、浮囚となつた蝦夷を多く諸国に配置して、地方の開拓にあたらせたという記紀資料に基づき、吉敷郡の浮囚集落もまた榎野川流域に置かれて、開発に従事させたことによる」（『山口市史』昭和五七年刊）と推測されており、浮囚は浮囚の誤りではないかという。すなわち、榎野川中流域荒廢地は、後に述べるように東大寺莊園として開発されるのであるが、当時、浮囚の人びとによつて開発されていたため、このあたり一帯の郷名となつたのであろう。

条里制のなごり

律令制は土地公有をたてまえとした。そのため、全国の水田を農民に公平に分配して耕作にあたらせ、収穫物を貢納させる方法がとられた。その分配する土地を口分田といい、農民は戸籍にもとづい

て六歳以上の男子は二段、女子はその三分の二を班給されて、一生の間耕作を許され、死亡すると再び国家に没収された。これが班田収授の法である。口分田の班給に当たって、その実施を円滑にするための土地の区画法を「条里制」といった。

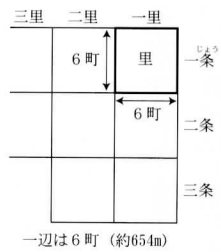
すなわち、一辺の長さ六町（約六五四メートル）四方の区画を里といい、郡を単位に南北を一条・二条、東西を一里・二里と数えた。里はさらに各辺を一町（約一〇九メートル）ごとに六等分し、溝・畦・道などで坪とよばれる三六区画に分け、その一隅から一ノ坪・二ノ坪と数えて、三六ノ坪と呼んだ。そして、この一坪（二町四方）の田地をさらに十等分して、その一区画を一段（三六〇歩）とした。こうして、土地の所在地を何条・何里・何坪の南寄りとか、西寄りというように具体的に示して班給された。

この条里制の遺構が、大歳地区にも認められる。吉敷・湯田や宮野地区のように里名の残る古文書や地籍は見当たらないが、小字（穂ノ木）名に「坪」のつくものが残っている。上湯田や下湯田の上ノ坪・四ノ坪・五ノ坪下・中ノ坪や、勝井・坂東の坪ノ内・森ノ坪・大坪・九ノ坪がそれである。条里地割りの縦線は北東へ約四九度傾

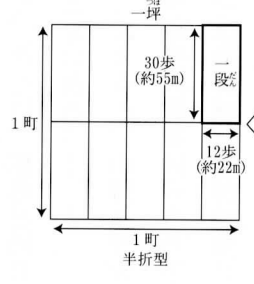
いていて、榎野川の流れとほぼ一致しており、一里内の坪付は千鳥型の配置と推測されている。さらに、現在の『小字配置図』（下図参照）を見ると、北東から南西の線と、西北から東南線で直交する直線で、整然と区画された地域がある。それは上湯田・下湯田・中矢原と勝井・坂東・三作あたりにあり、当時のなごりとみられる。

この条里地割りはいづごろできあがったのだろうか。班田制のため、農民の戸ごとの人口を把握するために、戸籍「庚寅年籍」がつくられるのは持統四年（六九〇）で、二年後に施行されたといわれている。「大宝律令」が完成するのは大宝二年（七〇二）であるから、吉敷郡あたりの条里地割りも、この前後に整備されたのであろう。当時の一郷は、戸数五〇戸が単位とされた。一戸の人数は平均二五人であったから、浮囚郷の人口は一、二五〇人ということになる。全国の一郷あたりの納税者（一七〜六五歳の男子）は、三三〇人が基準とされたから、働き手は男女合わせても六〇〇人前後とみななければならず、平川地区と分ければ半数となる。その人数で行う条里のための溝・畦・道の改修は、大変な大事業であった。しかも、かなり短年月の間に実行されたというから、それも一つの驚異であった。

大歳地区小字配置図



条里制のしくみ



千鳥式坪並

このような一三〇〇年前の飛鳥時代のなごりを見るにつけ、古代の人々が命令とはいえ黙々となしとげたであろう壮大な耕地整理事業の苦勞がしのばれる。

公民の労働負担 この条里制によって与えられた口分田は、班田農民（公民）が耕作し、租・庸・調および雑徭などの課役の義務を負った。租は田一段につき稻二束二把（收穫高の約三％）を納め、^{国衙}（国の庁）の財源となった。調は成年男子に課せられ、絹・布など特産物を現物で納めさせ、中央政府の財源とした。また、これらの運搬は農民の負担で、大きな苦痛となった。庸は公民の男子を対象に年間一〇日の労役であるが、通常は代価を徴した。雑徭は国司の下で、年六〇日を限度とする成年男子の労役負担であった。そのほか、農民の負担になったものに、^{出挙}・^{義倉}があった。出挙は春・夏に稲を貸し付けて秋の収穫時に五〇％の利子をつけて返済させるもの、義倉は凶作・飢饉になえて毎年粟を納めさせるもので、勸農・救済を目的とした制度であったが、しだいに強制的になり租税化して農民を苦しめた。

以上のほかに、兵役の労役もあつた。国内正丁（二一〜六〇歳の男子）四人（のち三人）に一人の割合で兵士となり、諸国の軍団に勤務した。また、その中から^{衛士}として宮城を警備したり、^{防人}として九州の防備にあたりたりしたのである。

荘園の発生と榎野庄

大化の改新以来、理想の制度とされた土地公有による班田收授の法も、人口の増加によって口分田の不足を生じた。また、田荘を返上させられた貴族・豪族らは、ひそかに荒地を開墾して私有地の退蔵を図った。一般公民も軍役・夫役の苦しさから、隠し田を持つようになり、土地制度は乱れて貢租の増加は期待できなくなった。政府は、開墾によるほかにその危機を克服することができないと、養老七年（七二二）に「三世一身法」を施行するのである。これは、灌漑施設を新たにたつて開墾した田地は三世にわたり、旧来の施設を利用して開墾した者には一代限りの所有を許すもので、この期限つき私有化を認めることによつて、人びとの開墾意欲の向上を図った。ついで、天平一五年（七四三）には、一歩進めて「墾田永世私財法」を出し、墾田の永世私有を認めた。こうして新たな開墾をすすめたから、力のある貴族・豪族・寺院は、資力にものをいわせ競って広大な荘園地の認可を受けて、荒地の開発に着手した。

平安時代に入つて、土地の班給も行われなくなると、この傾向は一段と強まり、荘園は増加の一途をたどつた。本来、荘園も輪租田で納税の義務はあつたが、荘園領主はその地位を利用して、次第に田租免除の不輪租の特権をえ、荘民を私有化し、政府の行政権限外に置くようにした。こうして、公地公民制の原則は崩れ、律令体制は崩壊しはじめるのである。

周防国にも多くの荘園が置かれたが、大歳地区に関係のあるのは、中世以前の立荘とみなされる

「榎野庄」である。榎野庄は奈良東大寺の荘園で、不輸租の官省符荘かんしよふしやうとして成立したものと考えられ、その成立時期は天平勝宝四年（七五二）といわれている（竹内理三『寺領荘園の研究』）。東大寺は天平一七年（七四五）に聖務天皇の発願で建立されたもので、天平勝宝四年には盛大な大仏開眼供養が行われた。その榎野庄の面積は、天曆四年（九五〇）の東南院文書によれば、「周防国吉敷郡榎野庄田九十一町六反十九歩」（『東大寺封戸庄園并寺用帳』）とみえ、長徳四年（九九八）の同文書によると、「周防国吉敷郡榎野庄田九十一町六段六十九歩」（『東大寺領諸国庄家田地目録』）とあるが、「右国々庄荒廢」と記されており、このころすでに荒廢していたようである。

この九十一町歩におよぶ荘域は、「高井・勝井・岩富・高畠・福良・小原等榎野川沿岸の地方、およびその河口の新生土たる小郡の地なるべし」（『防長地名淵鑑』）と比定されている。すなわち、大歳・平川地区から小郡に及ぶ浮囚郷内にあつて、条里地割りの行われなかつた榎野川流域の荒廢地と推定される。

東大寺が、この未墾地に荘園を設定して、榎野庄といったことから、郷名も「榎野郷」というようになったのであろう。

榎野の由来 この榎野の名の由来については諸説がある。主なるものをあげると、①小郡の伝説に、東大寺建立のころ鐘樓の撞木を諸国に求められ、小郡に大きな榎かじ（ヌルデ）の良材があり、これを献上して榎野の地名が生まれた。②「日本書紀」に柴を「ふし」と読んでおり、雑木の生えている原野の意味に漢字をあてはめた。③浮囚（俘囚）郷域に東大寺の荘園が成立し、フシユウの野の意味から

「榎野」の字をあてた。このような諸説があるが、現在では③が定説となっている。したがって、榎野川の名称もこれから起こったのではなからうか。



天智河川公園